# 鎌ケ谷市教育委員会会議録

# 令和4年4月定例会

- 1 期 日 令和4年4月27日(水) 開会 午後2時00分
- 2 会 場 本庁舎6階、第4委員会室
- 3 出席者 皆川 征夫 教育長住石 英治 教育長職務代理者根本 恵美子 委員

石川 宏貴 委員

閉会 午後3時30分

久野 義春 委員

4 出席職員 大塚潤一 生涯学習部長

市村 昌子 生涯学習部参事(事)文化・スポーツ課長

飯 塚 博 文 生涯学習部副参事

柳 昌孝 生涯学習部副参事(事)学校教育課長

岩 松 昌 弘 生涯学習推進課長

斉 藤 薫 図書館長

富 田 浩 司 学務保健室長

後 藤 真 弥 文化スポーツ課副主幹

関 正人 教育総務課長

岩 見 健 治 教育総務課主幹

## 5 議案事項

議案第1号 令和4年度教育費6月補正予算について

議案第2号 鎌ケ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱 の一部を改正する告示の制定について

議案第3号 鎌ケ谷市文化財保存活用地域計画(案)について

追加議案第1号 歴史的建造物保存活用事業に係る土地取得について

#### 6 報告事項

報告第1号 令和4年5月の行事予定について

報告第2号 学校の近況報告について(指導)

報告第3号 学校の近況報告について(管理)

# 7 傍聴者

なし

教 育 長

ただ今から、鎌ケ谷市教育委員会4月定例会を開会します。 本日の出席者は5名であります。

定足数に達しておりますので、4月定例会を開会します。

教 育 長

本日は、定例で出席している者のほかに、事務局の補助説明員として、「学務保健室長」「文化・スポーツ課副主幹」の出席を、鎌ケ谷市教育委員会会議規則第14条の規定により認めることとします。

本日の定例会の会議録署名委員については、石川委員を指名します。 本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長

本日の審議案件は、「議案事項3件」及び「追加議案1件」、「報告 事項3件」です。

よろしく、ご審議のほど、お願いいたします。

教 育 :

議案第1号の審議に入ります前に、議案第1号「令和4年度教育費6月補正予算について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項であり、また、追加議案第1号「歴史的建造物保存活用事業に係る土地取得について」、報告第2号「学校の近況報告について(指導)」及び報告第3号「学校の近況報告について(管理)」は、個人に関する情報を含む事項であります。

よって、これらの案件につきましては、鎌ケ谷市教育委員会会議規則第13条の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。

議案第1号、追加議案第1号、報告第2号及び報告第3号を「非公開」 とすることにご異議はございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長

ご異議がございませんので、議案第1号、追加議案第1号、報告第2号及び報告第3号を、「非公開」といたします。

《ここから非公開》

議案第1号「令和4年度教育費6月補正予算について」は、異議なく、 原案のとおり可決されました。

# 《ここまで非公開》

# 議案第2号「鎌ケ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」

#### 学務保健室長

提案理由でございますが、小学校の入学準備、学用品準備及び新入学児 童生徒学用品などについて、国が示す補助金の予算段階に合わせ、増額改 定するものでございます。

会計金額につきましては、51,060円を3,000円増額し、54,060円とします。

必要予算費は、対象見込み数を総計すると小学校費で180,000円程度増額となる見込みです。

予算措置として、令和4年分は当初予算で対応することとし、不足が生 じる場合は、流用等により対応したいと考えております。

次に、経過措置として、令和3年度に改正前の要綱の規定により、「入 学準備学用品等」を支給した場合は、改正後の要綱の規定による「入学準 備学用品等」の額との差額を該当者へ支給するとします。

#### 教 育 長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見 ございますでしょうか。

#### 久 野 委 員

この予算単価というのは、毎年、物価の変化に伴い変化していくものな のでしょうか。または、何年かに一度変化するものなのでしょうか。

#### 学務保健室長

国が、物価はもちろん、さまざまな調査を行うことにより予算額を定めておりますので、市は、例年、その国が決めた基準に基づいて執行するという流れを取っております。

教 育 長

ほかにございませんでしょうか。

それでは、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし。

教育:

議案第2号「鎌ケ谷市要保護及び準要保護児童生徒就学援助事務取扱要綱の一部を改正する告示の制定について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

教育

続きまして、議案第3号「鎌ケ谷市文化財保存活用地域計画(案)について」、事務局の説明をお願いします。

# 議案第3号「鎌ケ谷市文化財保存用地域計画(案)について」

文化・スポーツ 課長

提案理由でございますが、本市の指定・未指定の文化財の保存と活用に関するマスタープラン及びアクションプランである「鎌ケ谷市文化財保存活用地域計画(案)」の作成に当たり、当該計画案について教育委員の皆様にご意見を伺うものです。

令和3年2月の定例会にて骨子案をお示しし、作成を進めることについてのご報告をしましたが、現在は、令和4年12月の文化庁認定をめざし、作業を進めているところです。

本計画は、鎌ケ谷市総合基本計画が示すまちづくりの基本理念、『みんなでつくるふるさと鎌ケ谷』を軸に、関連する各分野の計画との整合を図りながら、ふるさと鎌ケ谷への愛着につながるよう作成しております。

計画期間は、令和5年度から令和14年度の10年間といたします。

新たな文化財の発見など、市の文化財を取巻く環境に大きな変化が生じた場合には、計画期間の途中であっても、適宜、計画内容の見直しを行います。

作成に当たっては、市民の声を聞く必要があることから、文化財に関する市民アンケートを令和3年2月から令和4年1月にかけて、公民館利用者や郷土資料館来場者、また、小学6年生と中学1、2年生、市職員を対

象に実施いたしました。

令和3年10月には、関係課を通して抽出した市民12人を対象に、ワークショップを実施いたしました。今後は、6月中旬ごろから1カ月間のパブリックコメントを予定しております。

本計画は、文化庁の認定を得るため、作成段階から文化庁と協議を進めており、今回お示しした案を基に、8月末までに鎌ケ谷市の計画案として文化庁に提出します。その後、文化庁の協議を経て、年内には認定を受ける予定です。

当該計画の目次の最後に、「資料編」と記載してありますが、鎌ケ谷市の文化財の一覧を資料として添付するものです。現在、文化財の確認作業を行っており、鋭意作成中でございます。

教 育 長

これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見 ございますでしょうか。

久 野 委 員

何点かお聞きしたいと思います。

まず、計画の位置づけの関連計画については良いと考えておりますが、都市計画マスタープランや景観計画など上位計画から順に考えるならば、 ⑨に第4次鎌ケ谷市生涯学習推進基本計画で、⑩に第3期鎌ケ谷市教育振 興基本計画になるのではないでしょうか。

次に、「鎌ケ谷市文化財保存活用地域計画策定協議会」については理解できるのですが、「委員会」の名簿の詳細を教えていただけますでしょうか。

文化・スポーツ課 副 主 幹 ご質問のありました「委員会」についてですが、申し訳ございません。 「協議会」の誤植でございます。「協議会」の名簿につきましては、資料 編に添付けさせていただきます。失礼いたしました。

久 野 委 員

「鎌ケ谷市文化財保存活用地域計画」ですが、市民側の学識経験者、市民代表、文化財保存会などは良い登用と思いますが、行政側については、千葉県教育庁文化財課長、庁内関係部局担当課長、郷土資料館館長、「文化・スポーツ課」と記載されている。これは、「文化・スポーツ課長」ということでしょうか。

文化・スポーツ

文化・スポーツ課ではなく、「文化・スポーツ課長」です。こちらの表 **見記も訂正させていただきます。** 

久 野 委 員

資料の中の調査・研究の成果報告について、実施例として、歴史講演会、 資料館セミナー、発掘調査現地説明会と記載があります。

保存・活用に関する取組については、分かりやすい内容で良いと思いま すので、これは「同じ教育委員会の中の連携」という意味で、学習センタ ーとの事業のリンクを考えてみてはいかがでしょうか。

学習センターなどでは、市民向けの講座を開講する学習プログラムを取 り入れています。中にこのような成果報告を取入れてみてはどうでしょ う。学習センターや郷土資料館の職員、文化財審議会の委員は専門家なの で、講師として学習会などの開催を委ねてもいいのではないでしょうか。 学校との関連ではあるのでしょうか。以前は、「わたしたちの鎌ケ谷」

という副読本がありましたが、現在もあるのでしょうか。

文化・スポーツ課 副

「わたしたちの鎌ケ谷」という副読本は現在もあります。学校では、3、 

久 野 委 員

副読本を活用されているのは、良いことだと考えておりますし、学校教 育との関連の部分で十分に活用していただければと思います。

郷土資料館の建替えの検討についてですが、市民アンケートでは建替え ではなく、「再生」という言葉に置き換えられています。これは、建替え と解釈してよろしいでしょうか。

鎌ケ谷市の文化財の保存・活用の推進体制の中で、「文化財保存活用計 画推進連絡会議」との記載がありますが、これは現在、まだ活動されてい ない団体ということですよね。

副 主

文化・スポーツ課はい、現在はまだ活動しておりません。仮称として、計画案に記載して 翰 おりますが、今後このようなかたちの連絡会議を設け、庁内で文化財を通 じた活用など、情報共有の場をつくりたいと考えております。

- では、「今後、このような連絡会議をつくりたい」という考えでいる、

と理解してよいということですね。

鎌ケ谷市の文化財の保存活用推進体制は、教育委員会のなかでは、文 化・スポーツ課が担当であるということは間違いないでしょう。しかし、 推進のための態勢としては、文化・スポーツ課だけが担うのではなく、教 育委員会の生涯学習部があって、そのなかの文化・スポーツ課が担当する、 というのが好ましい姿ではないかと思います。

文化・スポーツ課だけでなく、「教育委員会生涯学習部の文化・スポー ツ課が担当する」と解釈できるような工夫をしていただきたいと考えてお ります。

課

副

主

幹

文化・スポーツ 本市の文化財の保存・活用を推進していくのは、一つの課だけでなく、 長総じて、生涯学習部、または教育委員会といった組織総和で推進していく というご意見と心得てよろしいでしょうか。

久 野 委 員 はい。

それでは、今、何点か指摘がございました。今、検討すべき課題につい 教 育 ては、変更をお願いします。

基本的なことをお伺いしますが、「鎌ケ谷市文化財保存活用地域計画」 住 石 委 員 の策定主体はどこになりますか。

策定主体としては、鎌ケ谷市教育委員会になります。 文化・スポーツ課

住石委員 教育委員会が策定するということですか。

文化・スポーツ課 教育員会に属する文化・スポーツ課が担当し、作成しております。 副 主 幹

住 石 委 員 「鎌ケ谷市文化財保存活用地域計画策定協議会」が組織されるというこ とを聞き、一体どこが策定主体なのか、疑問に感じました。 理由としては、教育委員会がどの程度まで内容について意見できるの

か、この組織図だけでは分かりかねる部分があります。

文化・スポーツ課 副 主 幹

/課 組織図にある「鎌ケ谷市文化財保存活用地域計画策定協議会」は、広く、 幹さまざまなご意見をいただく場ということになります。

市民の皆さんからのご意見をいただく場の一つとして、この協議会の中に市民を含め、また、担当部局だけでなく、庁内の関連部局にも広げるという方向性をもって協議会を設定していきます。そういう意味では、教育委員会の意見も、反映していく所存です。

住石委員

基本理念『みんなでつくるふるさと鎌ケ谷』は結構だと思うのですが、この計画のなかで使われている「みんなで」という言葉はどうでしょう。

個人的な感覚では、「みんな」という表現が気になります。この言葉は、 どちらかと言うと、幼児言葉であったり話し言葉であったりするものです から、このような場合に用いるには、適切な言葉ではないような気がしま す。正しくは「皆」ではないでしょうか。

少なくとも、行政で作成するものですから、スローガンのようなものは 良いと考えますが、公用文の表記に合った正しい日本語を使用してはいか がでしょうか。

もう一つ、従来、公用文で言及していることですが、保存・活用に関する取組の「取組み」については、送り仮名をつけない「取組」が正しい表記なので、送り仮名の「み」は消した方がよいと思われます。

他の部分では、送り仮名がない「取組」と正しい表記がなされています。 「計画」であるとはいえ公の文章なのですから、千葉県の『公用文作成の手引』などを参考に適切な文字の表記をしていただきたく思います。内容については問題ないと思いますが、表記について気になる点がありましたので、あえて述べさせていただきました。

教 育 長

表記の件については、今後は十分に調べるようつとめてください。 ほかにございませんでしょうか。

教 育 長

それでは、お諮りいたします。

議案第3号について、原案のとおり決することに、ご異議はございませんでしょうか。

各 委 員 異議なし。

教 育 長 議案第3号「鎌ケ谷市文化財保存活用地域計画(案)について」、ご異 議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### 《ここから非公開》

追加議案第1号「歴史的建造物保存活用事業に係る土地取得について」は、 異議なく、原案のとおり可決されました。

# 《ここまで非公開》

教 育 長 以上で、議決事項を終了します。

#### 報告第1号「令和4年5月の行事予定について」

教育総務課 主幹

(資料に基づき説明を行いました)

教 育 長 以上、報告第1号について、ご質問ございますでしょうか。

各 委 員 質問なし

# 《ここから非公開》

報告第2号「学校の近況報告について(指導)」及び報告第3号「学校の近況報告について(管理)について、報告がありました。

### 《ここまで非公開》

教 育 長 本日の定例会における議案事項、報告事項については、すべて終了いたしました。「鎌ケ谷市教育委員会4月定例会」を終了いたします。

鎌ケ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和4年7月22日

教 育 長 皆川 征夫

教育委員 石川 宏貴

作成者 関 正人